



基発 0823 第 2 号  
令和元年 8 月 23 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

令和元年 7 月 12 日付け基発第 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の誤りの訂正について

先般送付いたしました、令和元年 7 月 12 日付け基発第 0712 第 4 号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」について、一部誤りがありましたので、別紙の正誤表のとおり訂正します。

なお、訂正後のガイドラインを別添のとおり送付いたします。

別紙

令和元年7月12日付け基発第0712第<sup>4</sup>号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」に係る正誤表

場所	本文の2 対象となる作業
誤	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。
正	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。

場所	解説の「3 対策の検討及び進め方に当たっての留意事項」について
誤	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。
正	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。